

知 恵 と 技 術 を つ な ぐ 助 成

申請期間：令和8年7月6日（月）～令和9年1月29日（金）

第三者への事業承継を行う際に、企業が持つ高度な技術・ノウハウを可視化することに伴う費用の一部を助成します。

本紙記載の内容は事業の概要です。

申請にあたっては必ず募集要項をご確認ください。

（URL）<https://shoukei-shinagawa.jp/finance>



助成金額

最大50万円

※対象経費の4／5以内で助成します。（1，000円未満の端数は切捨て）

申請方法

オンライン申請（原則）

専用ホームページ「品川区事業承継支援事業専用サイト（上記URL・QRコード）」内のリンクより品川区電子申請サービスにアクセスし、ご申請ください。

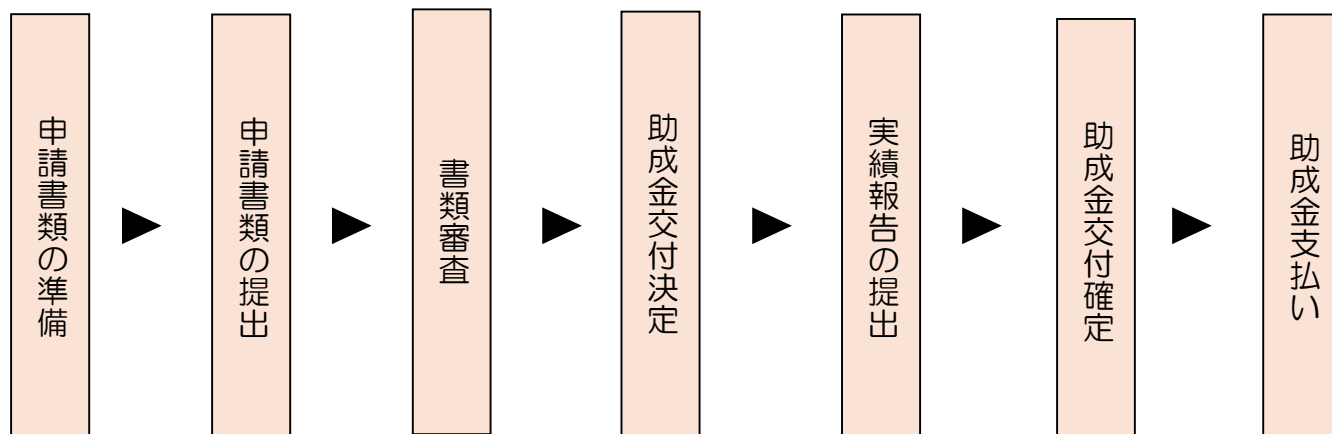
対象者

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件をすべて満たしていること。※みなし大企業は除く

- (1) 品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2) 法人都民税・法人事業税を滞納していないこと（個人事業主は個人事業税および住民税）
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でない者
- (5) 事業承継を3年以内に行う見込みを有する事業者
- (6) 本助成金の申請日より前半年以内に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた事業者
- (7) 品川区後継者マッチング支援サイトに掲載している事業者

※助成決定された場合、後継者の方には「しながわ後継者塾」へ参加していただきます。

事業スケジュール



【お問い合わせ】品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL 03-5498-6340 FAX 03-5498-6338

